

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

児童虐待防止対策体制の強化、国際競技大会の開催等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

(一) 知事の事務を補助する職員

六千七百三十人 ↓ 六千七百七十六人（+四十六人）

(二) 公営企業管理者の事務を補助する職員

四百十八 ↓ 四百二十七（+九人）

(三) 病院事業管理者の事務を補助する職員

二千三百九十二人 ↓ 二千四百一十一人（+十九人）

(四) 下水道事業管理者の事務を補助する職員

百一人 ↓ 百七人（+六人）

三 施行期日

平成三十一年四月一日